

# 平成 30 年度北海道原子力防災訓練（冬季要素訓練）の実施について（案）

## 1. 訓練の目的

平成 30 年 10 月に実動訓練と意思決定訓練を連動させた原子力防災訓練を実施したところであるが、初動対応の確認や様々な事態に即応できる対応能力の向上を図るため、冬季要素訓練として、地震発生から全面緊急事態に至る場面まで、意思決定訓練（オフサイトセンター運営訓練、災害対策本部運営訓練）をブラインド方式で実施する。

※ 本訓練は、オフサイトセンター機能班等の要員の対応能力の向上を主眼とするため、知事、副知事、部長、町村長、副町村長は代役を立てて実施する。

## 2. 主催

北海道、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村（道及び 13 町村）

## 3. 実施時期

平成 31 年 2 月上旬

## 4. 場所

北海道原子力防災センター（共和町）、北海道危機管理センター（札幌市）ほか

## 5. 対象施設

北海道電力株式会社 泊発電所 3 号機

## 6. 参加機関

原子力防災に関する連絡会議参加自治体、内閣府、原子力規制庁、陸上自衛隊北部方面隊、第一管区海上保安部、北海道開発局、札幌管区气象台、北海道警察、消防機関、（公社）北海道トラック協会、（一社）北海道バス協会ほか

## 7. 訓練想定

泊村において震度 6 弱の直下型地震が発生し、稼働中の北海道電力株式会社泊発電所 3 号機は自動停止する。その後、何らかの設備故障により原子炉冷却材漏えいが発生するなど事態が進展し、全面緊急事態まで至る（その後収束し、放射性物質の放出はなし）。

## 8. 訓練内容

### (1) オフサイトセンター運営訓練【図上訓練】（8：30～16：00）

オフサイトセンターに、国、道、関係 13 町村及び防災関係機関から、あらかじめ定められた要員が参集し、体制を構築して、事故の状況や防災関係機関の対応状況を把握しながら、必要な情報共有と複合災害における防護措置の実施方針の調整・確認を行う。

※ オフサイトセンターにおける会議の設定時間、会議の発話の内容、会議資料の作成を含め、ブラインド方式により実施する。

機 関	主 要 活 動 項 目
内 閣 府 原 子 力 規 制 庁 泊原子力規制事務所 北 海 道 関 係 1 3 町 村 防 災 関 係 機 関 原 子 力 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オフサイトセンターへの要員参集（道、13 町村、国の機関等）</li> <li>※道の要員は、陸路及びヘリコプターにより参集予定</li> <li>※北電ヘリポートへのヘリコプター着陸：11：00【実動訓練】</li> <li>・ 各機能班を設置し、事故の状況や防災関係機関の対応状況を収集・整理</li> <li>・ スクリーン表示するなど各機能班相互の情報共有</li> <li>・ 複合災害を想定した防災関係機関との対応の調整</li> <li>・ 現地事故対策連絡会議（EAL(SE)段階）や原子力災害合同対策協議会（EAL(GE)段階）を開催</li> <li>・ TV会議を開催し、防護措置の実施方針を確認・調整</li> </ul>

(2) 災害対策本部等運営訓練【図上訓練】(8:30~16:00)

災害対策本部を設置し、事態の推移に応じて本部員会議やTV会議を開催し、本部内や防災関係機関と情報共有を図る。

機 関	主 要 活 動 項 目
北 海 道	<本庁> ・ 道災害対策本部を設置・運営 ・ 道本部員会議を開催 ・ TV会議を開催 ・ 北海道危機管理センターにおける指揮室の運営(9:00~16:00)
	<オフサイトセンター> ・ 道現地災害対策本部を設置・運営
関 係 1 3 町 村	・ オフサイトセンターからの照会等への対応 ・ TV会議を開催
原 子 力 事 業 者	・ 本店及び泊発電所に原子力災害対策本部を設置・運営

(3) 緊急時通信連絡訓練【図上訓練】(8:30~16:00)

各種通信手段を用いた事故状況や対応状況等に関する防災関係機関相互の通報連絡及び関係機関への情報伝達を実施する。

機 関	主 要 活 動 項 目
全 機 関	・ 電話、FAX(一般回線や専用回線)、防災行政無線を用いた防災関係機関相互の通報連絡 ・ 避難先自治体等への事故状況の伝達や避難受入要請

(4) 緊急時環境放射線モニタリング訓練【図上訓練】(8:30~16:00)

道による緊急時モニタリングを経て、国が緊急時モニタリングセンター(EMC)を設置し、国、道、関係13町村、原子力事業者と連携して、緊急時における環境放射線のモニタリング活動を行う。

機 関	主 要 活 動 項 目
原 子 力 規 制 庁 泊原子力規制事務所	・ 道による緊急時モニタリング及び国によるEMC立上げ準備への協力 ・ EMCを拠点としたモニタリングの統括、関係機関との連携
北 海 道 関 係 1 3 町 村 原 子 力 事 業 者	・ 緊急時モニタリング実施内容の検討(実施計画案の修正)、指示及び情報伝達 ・ 緊急時モニタリング情報共有システム等によるモニタリング情報の収集、整理、確認及び報告 ・ オフサイトセンター放射線班等への緊急時モニタリング結果の提供・情報共有

(5) 広報訓練【図上訓練】(8:30~16:00)

事故状況や防護措置の実施状況等を取りまとめ、報道提供資料の作成や模擬記者会見を実施する。

機 関	主 要 活 動 項 目
北 海 道 防 災 関 係 機 関	・ オフサイトセンター広報班による報道発表資料(案)の作成 ・ オフサイトセンタープレスルームにおける模擬記者会見の実施

(6) ゲート型モニターによる車両検査訓練【実動訓練】(9:00~9:10)

平成29年度北海道原子力防災訓練(平成30年2月8日実施)の避難退域時検査において、凍結路面での車両検査に時間を要したことを踏まえ、オフサイトセンターの駐車場において、要素訓練として、冬季におけるゲート型モニターを使用した車両検査の方法を確認する。

**9. 訓練の中止**

北海道内において災害等により大規模な被害が発生するおそれがある場合は、訓練を中止することとし、速やかに訓練参加機関等に通知するものとする。

なお、中止の対象となる事案等は次のとおりとするが、災害の程度や後志管内における被害の状況に応じて縮小して実施することもあり得る。

- ・ 気象警報の発表(北海道内で大規模な被害が発生するおそれがある場合)
- ・ 震度4以上の地震の発生(北海道内で大規模な被害が発生するおそれがある場合)
- ・ 津波警報、大津波警報の発表
- ・ その他危機管理事案の発生(北海道内で大規模な被害が発生するおそれがある場合)

(以上)